

(会 告)

超音波専門医研修施設群(基幹施設・連携施設)の新設について

公益社団法人日本超音波医学会

理事長 工藤 正俊

認定超音波専門医制度委員会

委員長 北野 雅之

公益社団法人日本超音波医学会では、超音波専門医認定試験への受験機会を増やす方策として、現在の「研修施設」に加え、新たに「研修施設群（基幹施設・連携施設）」を新設することといたしました。

新設する目的は、「1. 従来研修施設として認められなかった施設を、研修施設群内の連携施設に認めることで研修施設数を増やすこと」及び「2. 研修機会が乏しくこれまで受験機会に恵まれなかった地域での研修を可能にすること」にあります。

次ページに会告「超音波専門医研修施設及び研修施設群(基幹施設・連携施設)の指定条件等について」を掲載しましたので、指定条件等の詳細をご確認ください。

なお、実際の新規・更新申請方法等については、本年9月中旬に、「会告 研修施設及び研修施設群の指定(新規及び更新)について」にて、学会誌及び本会ウェブサイトでご案内いたします。

超音波専門医研修施設及び研修施設群(基幹施設・連携施設)の指定条件等について

2019年4月24日

公益社団法人日本超音波医学会
 理事長 工藤 正俊
 認定超音波専門医制度委員会
 委員長 北野 雅之

公益社団法人日本超音波医学会では、超音波専門医研修施設及び研修施設群(基幹施設・連携施設)の指定について、以下のように指定条件等を定める。

1. 超音波専門医の研修は、研修施設あるいは研修施設群において行う。研修施設群は、基幹施設及び連携施設で構成される。

研修施設		単独で専門医研修の指導を行う施設。
研修施設群	基幹施設	・研修施設群での主となる施設であり、連携施設を含めて専門医研修の指導を行う施設。 ・連携施設と結び付かなくとも単独で基幹施設になることができる。
	連携施設	・研修施設群での従となる施設であり、単独では専門医研修の指導を行えない施設。

各施設の正式名称

研修施設 — 超音波専門医研修施設 / 基幹施設 — 超音波専門医研修基幹施設 / 連携施設 — 超音波専門医研修連携施設

2. 新規申請・指定変更申請

研修施設・基幹施設及び連携施設の指定・変更は、毎年1回書類審査により行う。

施設は、研修施設・基幹施設又は連携施設のいずれか1つに指定され、同時に複数指定されることはない。

施設の指定を変更する場合は、新たに指定を希望する施設の指定条件を充足できていれば申請することができる(例：研修施設 → 基幹施設、連携施設 → 研修施設、研修施設 → 連携施設など)。

この際、連携施設は、研修施設群の除籍・入籍に関して基幹施設の長の承認を得ること。

3. 各施設の指定条件

	研修施設	研修施設群	
		基幹施設	連携施設
1	以下の a, b, c のいずれかを満たすこと a 常勤又は非常勤(週1回以上勤務していること)の指導医が1人以上勤務 b 常勤の専門医2人以上勤務 c 常勤の専門医1人以上及び常勤の指導検査士1人以上勤務	以下の a, b, c のいずれかを満たすこと a 常勤の指導医が1人以上勤務 b 常勤の専門医2人以上勤務 c 非常勤(週1回以上勤務していること)の指導医1人以上及び常勤の専門医1人以上勤務	以下を満たすこと a 常勤又は非常勤(週1回以上勤務していること)の専門医が1人以上勤務
2	「超音波専門医研修カリキュラム」に準じた研修が可能であること。	研修施設と同様	研修施設と同様
3	十分な超音波検査件数、入院・外来患者数、生検数、手術数及びベッド数を有していることと認定超音波専門医制度委員会(以下、本委員会)が認めるものであること。		
4	CT、図書設備、剖検室及びMRIを備えていることが望ましい。		CT、図書設備及びMRIを備えていることが望ましい。
5	—	—	基幹施設の長より連携施設として申請することの同意が得られていること。
6	—	—	基幹施設と連携施設は同一都道府県内にあることを原則とするが、本委員会の審議を経て、異なる都道府県に位置する施設による構成を認めることもある。

4. 指導医・専門医・指導検査士の申請条件

資格	申請可能数	研修施設	研修施設群	
			基幹施設	連携施設
指導医	常勤施設 1 施設 + 非常勤施設 1 施設 = 合計 2 施設 又は 非常勤施設 2 施設 = 合計 2 施設	○	○ 1 施設まで申請可能。 2 施設申請することは できない。	×
専門医	常勤施設 1 施設 + 非常勤施設 1 施設 = 合計 2 施設 ※但し、非常勤施設の申請は 1 施設に限る。	○	○	○
指導検査士	常勤施設 1 施設	○	×	×

5. 基幹施設の役割等の重要事項

基幹施設の申請を行う場合は、必ず以下の 1)～4)を確認すること。

- 1) 基幹施設に組み入れる連携施設の数に制限は設けないが、十分に指導ができる範囲の連携施設数とすること。本委員会にて疑義があると判断した場合は、申請の一部を却下することもある。
- 2) 基幹施設で主となる指導医又は専門医 1 名は、定期的に複数回（年間 2 回以上）、連携施設の依頼する症例の超音波画像をチェックし包括的な指導を行う。
- 3) 基幹施設は、基幹施設で主となる指導医又は専門医 1 名が主宰して、定期的に複数回（年間 2 回以上）研修施設群全体での症例検討会・超音波画像読影の勉強会・学会発表予演会等を行う。
- 4) 基幹施設は、基幹施設の指定が喪失となった場合に、連携施設の指定も併せて喪失となるため、研修施設群の維持・継続のために大きな責任を伴う。

6. 申請書類の提出方法

研修施設		自施設の申請書類を提出。
研修施設群	基幹施設	自施設及び連携施設の申請書類をまとめて提出。
	連携施設	研修施設群に途中から参入する場合は、基幹施設の長の承認を受けたうえで申請書類を個別に提出。

7. 更新サイクル

研修施設・基幹施設及び連携施設は、原則として 5 年ごとに指定の更新を申請しなければならない。

研修施設		研修施設に指定されてから 5 年後に更新。
研修施設群	基幹施設	基幹施設に指定されてから 5 年後に更新。 ただし、研修施設又は連携施設として指定されている期間内に基幹施設へ指定が変更となった場合、当初の指定期間はそのままに更新までの残り期間が基幹施設として指定される。5 年サイクルの更新は変わらない。
	連携施設	基幹施設と同時に指定された連携施設及び途中から参入した連携施設どちらも一律に基幹施設の更新サイクルに合わせて更新。